

平成30年度 就学援助のお知らせ

石垣市では、市立小中学校に通う児童生徒の保護者の中で、経済的理由により学校給食費や学用品費など教育費の支払いにお困りの方に対し、その費用の一部を援助しています。

◆援助を受けることができる方

- ①市県民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ②生活保護を平成29年4月1日以降に停止又は廃止になった方
- ③生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
- ④東日本大震災及び熊本地震の被災者で生活が困窮していると認められる方（罹災証明書又は被災証明書の提出が必要です）

◆申請期間 平成30年6月1日（金）～平成30年6月20日（水） 期限厳守

※在学年・新入学年同時申請となります。

◆申請に必要な書類

すべての方が提出①～④

- ①「平成30年度 就学援助申請書」（小中学校に設置）
 - ・印鑑（認め印可。シャチハタやスタンプの簡易印鑑は不可）
- ②「住民票謄本」〔市民課で交付（原本）〕
 - ・家族全員が記載されているもの
 - ・記載事項の省略ではないもの
 - ・マイナンバーの記載のないもの
 - ・6ヶ月以内に交付されたもの
- ③「平成30年度所得課税証明書」〔税務課で交付（原本）〕
 - ・学生を除く世帯全員分
 - ・平成30年6月1日から平成30年度の証明書が取得できます。
- ④保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー
 - ・口座名義、支店名、口座番号が確認できるもの

受給者・対象者のみ提出⑤～⑨

- ⑤「児童扶養手当・特別児童扶養手当受給証明書（写し）」
- ⑥「各種年金（老齢・障害・遺族等）通知書（写し）」
- ⑦「障害者手帳（写し）、病気にかかる診断書（原本）等」
- ⑧特殊事情で申請する方は、それを証明する書類
- ⑨罹災証明書又は被災証明書（東日本大震災及び熊本地震の被災者のみ）



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん



◆申請場所 児童生徒が在籍する小中学校

※兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合は、「平成30年度 就学援助申請書」をそれぞれの小学校・中学校へ、それ以外の添付書類はどちらか一方の学校へ提出してください。

◆認否確定時期 平成30年8月下旬

◆注意 ①申請後、生活保護基準を基に審査を行います。申請すると必ず援助が受けられるとは限りませんのでご了承ください。

②平成29年度に認定された方も、引き続き援助を希望する場合は、申請が必要です。

【お問い合わせ】石垣市教育委員会 学務課 ☎0980-83-0355 ホームページ <http://www.ishigaki.ed.jp/gakumuka/>

市立図書館からのお知らせ

6月といえばジュンブライド。一般書展示で特集を組みました。ご予約がある方はご参考どうぞ。もちろんご予約がない方も歓迎します。ところで昨年の沖縄リゾートウェディングは17,288組で過去最多だそうです（沖縄県観光振興課プレスリリース）。石垣市での挙式数は全県で8位とのこと。成長が期待できる分野ではないでしょうか。

◇6月の展示

一般書「ジュンブライド」 児童書「平和月間」 郷土書「戦争とジャーナリズム」

◇シネマたいむ 6月17日（日）14:00 市立図書館2階視聴覚室

『石の声 沖縄戦マラリア地獄の記憶』（24分）

◇移動図書館 6月10日（日）・24日（日）

明石公民館 10:00～12:00 川平公民館 14:00～16:00

【お問い合わせ】石垣市立図書館 ☎0980-83-3862

